

一般廃棄物処理実施計画

令和7年5月

福島県田村市



1. 田村市一般廃棄物処理実施計画策定の趣旨

市では、田村市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という）の改定を令和6年3月に行い、田村広域行政組合解散後における一般廃棄物の処理方法や廃棄物の減量化、資源化推進のための目標など、一般廃棄物処理に係る基本的事項を定めています。

【基本計画の計画期間】平成28年度～令和12年度

【計画目標年度】令和12年度

【基本理念】みんなでつくる 環境にやさしい 住みたいまち 田村市

田村市一般廃棄物処理実施計画（以下、「実施計画」という）では、基本計画で定めた事項について、実施計画策定年度における具体的な取り組みを定め、一般廃棄物の安定的な処理及びごみの減量化・資源化の推進を図ることを目的として策定を行うものです。

2. 実施計画の基本事項

1. 処理区域 田村市全域
2. 計画期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
3. 計画人口 32,740人（令和7年3月末日 住民基本台帳）
4. 計画処理量

（1）ごみ

（単位：t/年）

分別区分	令和6年度 計画値	令和6年度実績値 ※()はR6計画値との対比	令和7年度計画値 ※()はR6実績との対比
もやせるごみ	7,671	8,322.46(108%)	7,324(88%)
もやせないごみ	422	314.65(75%)	407(129%)
資源ごみ	1,100	909.26(83%)	1,076(118%)
危険ごみ	21	20.98(100%)	20(95%)
粗大ごみ	241	243.35(101%)	229(94%)
その他資源物（資源回収等）	198	104.43(53%)	191(183%)
合計	9,653	9,915.13(103%)	9,247(93%)

（2）し尿・浄化槽発生汚泥量

（単位：m³/年）

	令和6年度計画値	令和6年度実績値	令和7年度計画値
し尿（汲み取り）	1,997	2,884	1,882
浄化槽汚泥	7,953	9,901	7,693
処理量 計	9,950	12,785	9,575

※ 計画値については、「田村市一般廃棄物処理基本計画(R6.3)」より抜粋

3. 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ処理

ごみ処理主体

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分・資源化
もやせるごみ	市	市	市
もやせないごみ			
資源ごみ			
危険ごみ			
粗大ごみ			

(2) 生活排水処理等

生活排水の処理主体

区 分	処理対象の生活排水種類	主体
公共下水道 (大滝根水環境センター)	し尿及び生活雑排水	福島県
し尿処理施設 (たむら水再生センター)	し尿及び浄化槽汚泥	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

4. 減量化・資源化のための方策

(1) 減量化・資源化の目標

基本計画目標年度（令和 12 年度）までに

- 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 750g 以下とする。
- リサイクル率を 23.0%以上とする。
- 最終処分量を 762 t /年以下とする。
- 生活排水処理率を 77.9%以上とする。

(2) 減量化・資源化の現状と目標数値

項 目	基本計画目標値 (令和 12 年度)	令和 6 年度 実績値	令和 5 年度 実績値 (参考)
1 人 1 日当たりのごみ排出量	750 g / 人・日	830 g / 人・日	819 g / 人・日
リサイクル率	23.0%	18.8%	24.2%
最終処分量	762 t / 年	1,061 t / 年	1,064 t / 年
生活排水処理率	77.9%	77.3%	71.9%

(3) 令和6年度のリサイクル率について

令和6年度は、次のとおり資源化が行われました。

資源化量（単位：k g）

区 分	令和6年度実績値	摘要
資源ごみ	909.26	収集されたプラスチック、ペットボトル、かん類、びん類、紙類
資源回収	104.43	各種団体による資源回収活動
中間処理後資源化量	207.28	破砕選別した鉄・アルミ等
オリックス資源循環搬出分	647.40	令和6年4月～10月分までを全量再資源化
資源化量合計	1,868.37	

○リサイクル率の計算

資源化量 1,868.37kg ÷ 総ごみ量 9,915.13kg = 18.8%（小数点第2位を四捨五入）

(4) 前年度実績について

令和6年度の実績値は、1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量、生活排水処理率の目標を達成することはできませんでした。

令和6年度のごみ量を見ると、もやせるごみ量が計画値対比108%である一方、資源ごみ量が計画値対比83%となっており、ごみの減量化・資源化が進んでいない状況となっています。

基本計画で定めた目標を着実に達成していくためには、基本計画で定めた市民・事業者・市が協働して行う取組みを進めていく必要があります。

(5) 減量化・資源化のための取組み

市民・事業者・市が協働して行う取組みについて、令和7年度に行うべき取組みを次のとおり示します。

ごみ処理

○基本方針1. ごみ減量化・資源化のための生活スタイルの確立

1-1. ごみの発生抑制

【市民の取組み】

・使い捨てのものは買わない、マイバックを持参する等、ごみの発生抑制につながる購買行動を実施する。

【事業者の取組み】

・ばら売りの推進、過剰包装をしない、トレイ・レジ袋の削減等、環境に配慮した事業活動を実施する。

・食料品等は、過剰な仕入れを抑制し売り切る。

・レストラン等での食べ切りや持ち帰り容器の利用促進等により食品廃棄物の抑制に努める。

【市の取組み】

・ごみの発生抑制に向けた啓発を実施する。

・市の事業では環境に配慮した製品を使用する。

1-2. 電動式生ごみ処理機を使用したごみの減量化・資源化

【市民の取組み】

- ・ 家庭で電動式生ごみ処理機を使い、生ごみを減量化・堆肥化し、ごみ量の減少に努める。
- ・ 生ごみ処理機が無い家庭については、生ごみの水切りを行い減量化する。

【事業者の取組み】

- ・ 生ごみの水切りを行う。
- ・ 食品リサイクル法等の取組みにより、肥料化や飼料化に取り組む。

【市の取組み】

- ・ 電動式生ごみ処理機の購入補助を実施する。
- ・ 生ごみの水切り運動を推進する。

1-3. 資源ごみの分別・収集の推進

【市民の取組み】

- ・ 正しく分別する。
- ・ 各種団体において資源回収を実施する。

【事業者の取組み】

- ・ 正しく分別する。
- ・ スーパーマーケット等での店頭回収等、実施可能な取り組みを実施する。

【市の取組み】

- ・ 資源ごみ収集回数の見直しを検討する。
- ・ 資源ごみ袋等の価格見直しを検討する。
- ・ 資源回収報奨金による支援を実施する。
- ・ 拠点回収の実施を検討する。

○基本方針 2. わかりやすい情報発信と学べる環境づくり

2-1. 環境教育・環境学習

【市民の取組み】

- ・ 市から発信されたごみの減量化・資源化に関する情報を確認する。
- ・ 環境啓発イベントや環境学習講座等に参加する。

【事業者の取組み】

- ・ 市から発信されたごみの減量化・資源化に関する情報を確認する。

【市の取組み】

- ・ 市の広報誌やホームページ、SNS を通してごみの減量化・資源化に関する情報を発信する。
- ・ 幅広い世代が参加できる環境学習の場を設ける。

2-2. わかりやすい情報発信（SNS での情報発信強化）

【市民の取組み】

- ・ 市の作成した冊子に従い、ごみの分別を徹底する。
- ・ 福島県環境アプリを活用する。
- ・ 市 LINE に登録する。

【事業者の取組み】

- ・ 市の作成した冊子に従い、ごみの分別を徹底する。

【市の取組み】

- ・ 福島県環境アプリの普及を推進する。
- ・ 市のホームページ、LINE、広報誌での情報発信を強化する。

○基本方針 3. 人と環境に配慮したごみ処理体制の確保

3-1. 粗大ごみの戸別収集の実施

【市民の取組み】

—

【事業者の取組み】

—

【市の取組み】

- ・ 仕事が忙しい方や高齢で施設持ち込みが難しい方に対応するため、粗大ごみの戸別収集を毎月 1 回実施する。

3-2. ごみの排出が困難な方への対応

【市民の取組み】

—

【事業者の取組み】

—

【市の取組み】

- ・ 集積所へごみを出すことが難しい方への支援策について、関係部署と連携し検討を進める。

3-3. ごみ集積所の環境維持

【市民の取組み】

- ・ 朝 8 時 30 分までに、その日の収集対象ごみを集積所に出す。

【事業者の取組み】

—

【市の取組み】

- ・ ごみ集積所の集約化や整備にあたる補助制度の導入を検討する。

3-4. 不法投棄やポイ捨て等の防止対策

【市民の取組み】

- ・ 不法投棄、ポイ捨て、野焼きをしない。

【事業者の取組み】

- ・ 不法投棄、ポイ捨て、野焼きをしない。
- ・ 産業廃棄物を一般廃棄物に混ぜて排出しない。

【市の取組み】

- ・ 不法投棄、ポイ捨て、野焼きの監視パトロールを実施する。
- ・ 土地管理者に対して、不法投棄されにくい環境づくりを啓発する。

生活排水処理

1-1. 適正な生活排水処理の推進

【市民・事業者の取組み】

- ・ 調理で使った油を流さないようにする等、家庭や事業所でできる生活排水処理対策を実施する。

【市の取組み】

- ・ 市民、事業者の生活排水処理に関する意識向上のための啓発活動を実施する。

1-2. 生活排水処理施設の加入促進

【市民・事業者の取組み】

- ・ 合併処理浄化槽設置補助制度の理解を深める。
- ・ 下水道への加入、合併処理浄化槽への転換を行う。
- ・ 合併浄化槽の適切な維持管理を行う。

【市の取組み】

- ・ 下水道、合併処理浄化槽への転換を推進するための啓発を行う。
- ・ 合併処理浄化槽設置補助制度の周知を行う。
- ・ 合併処理浄化槽の適切な維持管理方法に関する周知を行う。

5. 分別収集区分・排出区分

(1) 分別収集区分

分別収集については、下記のとおり、16品目の区分により実施いたします。

分別区分		品目・対象物
もやせるごみ		生ごみ、革製品、ゴム製品、紙おむつ、汚れのあるプラスチックごみ、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類
もやせないごみ		ガラス、せともの、金属類、油びん、化粧用のびん等
危険ごみ		乾電池、蛍光管、卓上ガスボンベ、スプレー缶、水銀入りの体温計、使い捨てライター、点火棒ライター等
資源ごみ	かん類	主に飲料用のスチール・アルミ缶
	無色透明のびん	主に飲料用の無色透明びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	茶色のびん	主に飲料用の茶色びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	その他のびん	主に飲料用の透明・茶色以外のその他びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	ペットボトル	ペットボトル
	プラスチック類	プラスチック製容器包装（トレイ類、お菓子を包んでいるラップ類、発泡スチロール、カップ麺等の容器等）
	新聞紙	新聞紙、雑誌、段ボール、紙製容器、牛乳等の紙パック
	雑誌	
	段ボール	
	紙パック	
	雑がみ	上記種別に含まれないコピー用紙等の不要紙
粗大ごみ		指定袋に入らないごみ
小型家電製品		ノートパソコン、スマートフォン、デジタルカメラ等

(2) 排出区分

平成22年4月1日に田村市指定ごみ袋を統一しています。今後も指定ごみ袋によるごみの有料化を継続していきます。

分別区分		指定ごみ袋の区分
もやせるごみ		もやせるごみ指定袋
もやせないごみ		もやせないごみ・危険ごみ指定袋（兼用）
危険ごみ		もやせないごみ・危険ごみ指定袋（兼用）
資源ごみ	かん類	かん指定袋
	無色透明のびん	びん指定袋(茶びん・透明びん・その他びん兼用)
	茶色のびん	びん指定袋(茶びん・透明びん・その他びん兼用)
	その他のびん	びん指定袋(茶びん・透明びん・その他びん兼用)
	ペットボトル	プラスチック・ペットボトル指定袋（兼用）
	プラスチック	プラスチック・ペットボトル指定袋（兼用）
	新聞紙	それぞれ区分ごとに「ひも」で束ねるか、段ボール箱や紙袋に入れ封をして出す
	雑誌	
	段ボール	
	紙パック	
	雑がみ	
粗大ごみ		処理施設へ直接搬入もしくは戸別収集
小型家電製品		小型家電拠点回収場所へ搬入

市で処理できないごみ

分 類	品 目
適正処理困難物	農機類、建築廃材、自動車部品、バイク、ガスボンベ、ピアノ、スプリング付マットレス、浴槽、薬剤（農薬・除草剤等）、燃料類、産業廃棄物

6. 収集方法

ごみ収集については、市内全域を収集エリアとして、下記の収集方法により実施します。
し尿収集は、たむら衛生処理センターが全地区を収集します。

(1) ごみ処理

分別区分		収集回数	収集体制	収集形態
もやせるごみ		週 2 回	委託	ごみ集積所
もやせないごみ		月 1 回		
危険ごみ		月 1 回		
資源ごみ	プラスチック類	週 1 回		
	ペットボトル	月 2 回		
	かん類	月 1 回		
	無色透明のびん			
	茶色のびん			
	その他のびん			
	新聞紙			
	雑誌			
	段ボール			
	紙パック			
雑がみ				
粗大ごみ		月 1 回	戸別収集（申込制）	
小型家電製品			施設直接搬入	

(2) し尿・浄化槽汚泥処理等

項 目	収集体制	収集形態
し尿及び浄化槽汚泥	委託	計画収集

7. 中間処理計画

ごみ及びし尿の中間処理については、次の方法により適正に処理します。

○ごみの中間処理計画（処理量）

（単位：t/年）

区 分	処理方法	中間処理施設	令和6年度 （実績）	令和7年度 （計画）
もやせるごみ	焼却処理	たむらクリーンセンター 田村西部環境センター	7,008.70	6,024
		オリックス資源循環株式会社	1,313.76	1,300
もやせないごみ	破碎・選別	たむらクリーンセンター	314.65	407
資源ごみ	選別	たむらリサイクルプラザ	909.26	1,076
危険ごみ	選別	たむらクリーンセンター	20.98	20
粗大ごみ	破碎・選別	たむらクリーンセンター	243.35	229
合 計			9,810.70	9,056

○ごみの中間処理方法

区 分		処 理 方 法
もやせるごみ		焼却処理し、残渣は埋立処理（委託先：株式会社ウィズウェイストジャパン）
もやせないごみ		破碎機で破碎し、鉄・アルミを回収、資源物として売却（売却先：株式会社釜屋）売却できない残渣は埋立処理（埋立先：たむら一般廃棄物最終処分場）
危険ごみ		選別処理（手選別）後、電池類、蛍光灯は全国都市清掃会議ルートで再資源化。
資源ごみ	プラスチック	選別処理し、圧縮成形品を容器包装リサイクル協会ルートで再資源化
	ペットボトル	同上
	かん類（アルミかん、スチールかん）	選別処理後、圧縮成形品を資源物として売却（売却先：協業組合たむら環境センター）
	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ）	収集後ストックヤードに貯留し資源物として売却（売却先：協業組合たむら環境センター）
	びん類（無色、茶、その他）	収集後ストックヤードに貯留し容器包装リサイクル協会ルートで再資源化
	生きびん	収集したびん類から取り出し、資源物として売却（売却先：協業組合たむら環境センター）
粗大ごみ		破碎・選別し、鉄・アルミは資源物として売却（売却先：協業組合たむら環境センター、株式会社釜屋）

○し尿の中間処理計画（処理量）

（単位：m³/年）

項 目		令和 6 年度 （実績）	令和 7 年度 （計画）
汚 泥 量	し尿（汲取）	2,884	1,882
	浄化槽汚泥	9,901	7,693
	合 計	12,785	9,575

○し尿の中間処理方法

処 理 方 式	処 理 方 法
水処理方式	破砕、濃縮、脱水、希釈後下水道へ放流
資源化方式	汚泥を脱水処理後、助燃剤化してたむらクリーンセンターのピットへ投入

8. 最終処分計画

ごみの最終処分については、次の方法により適正に処理いたします。

○処理計画（処理量）

（１）ごみ

（単位：t/年）

区分	処理の方法	最終処分施設	令和 6 年度 (実績)	令和 7 年度 (計画)
焼却灰	埋立処分	(株) ウイズ・ウェストジャパン 小野ウェストパーク	629	607
飛灰		たむら一般廃棄物最終処分場	205	175
不燃残渣			216	209
可燃残渣		田村市船引一般廃棄物最終処分場	11	18
合計			1, 061	1, 009

（２）し尿

区分	処理の方法	最終処分施設	摘要
処理水	下水道へ放流	大滝根水環境センター	（放流水質等管理基準） pH： 5 を超え9 未満 BOD：600 mg/L 以下 COD：— SS：600 mg/L 以下 T-N：240 mg/L 以下 T-P： 32 mg/L 以下 n-ヘキサン（動植物油脂）： 30 mg/L 以下 脱水汚泥含水率：70 % 未満
汚泥	助燃剤化	たむらクリーンセンター	令和 6 年度実績：412.6 t 令和 7 年度計画：491.4 t
	コンポスト化	マルヤス産業（株）	令和 6 年度実績：257.1 t 令和 7 年度計画：226.8 t

○ごみ処理中間処理施設の概要

施設名称	たむらクリーンセンター	
所在地	福島県田村市滝根町広瀬字矢大臣 48-29	
敷地面積	8,544.26m ²	
施設規模	ごみ焼却施設 (機械化バッチ式ストーカ炉)	32.9 t / 9 h
	粗大・不燃ごみ処理施設 (衝撃せん断回転式破砕機)	9 t / 5 h × 1 系列
着 工	平成 6 年 7 月	
竣 工	平成 8 年 3 月	
備考	基幹的設備改良工事中 工期：令和 5 年 5 月 9 日～令和 8 年 3 月 31 日	

施設名称	田村西部環境センター	
所在地	福島県田村郡三春町大字富沢字細内 1	
敷地面積	9,620m ²	
施設規模	ごみ焼却施設 (全連続燃焼式ストーカ炉)	40 t / 24 h × 1 炉
着 工	平成 16 年 6 月	
竣 工	平成 18 年 6 月	
備考		

施設名称	オリックス資源循環 寄居工場	
所 在 地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313	
施設規模	450 t / 日	
処理方式	ガス化改質方式	
備考		

○し尿処理中間処理施設の概要

名 称	たむら水再生センター	
所 在 地	福島県田村市船引町春山字赤間田 165	
事業主体	田村市	
敷地面積	2,200.88m ²	
処理能力	75kℓ / 日 (し尿 15kℓ / 日、浄化槽汚泥 50kℓ / 日)	
処理方式	希釈下水道処理方式 (受入⇒脱水⇒希釈⇒公共下水道 (大滝根水環境センター) へ放流)	

○最終処分施設の概要

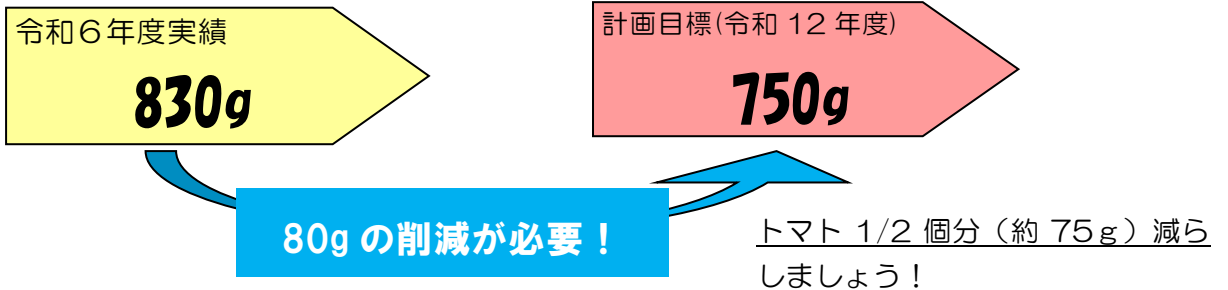
施設名称	田村市船引一般廃棄物最終処分場	
所在地	福島県田村市船引町大倉字後田 40	
埋立物	可燃残渣	
施設規模	埋立面積	5,400m ²
	埋立容量	29,833m ³ （最終覆土含む）
	水処理能力	43m ³ ／日
着 工	昭和 59 年 7 月	
竣 工	昭和 60 年 2 月	
備 考	残容量（令和 6 年度末）	508.9m ³

施設名称	たむら一般廃棄物最終処分場	
所在地	福島県田村市常葉町西向字池ノ入 1-1	
埋立物	処理飛灰、不燃残渣	
施設規模	埋立面積	2,490m ²
	埋立容量	12,575m ³ （最終覆土含む）
	水処理能力	3.3m ³ ／日
着 工	平成 18 年 1 月	
竣 工	平成 19 年 3 月	

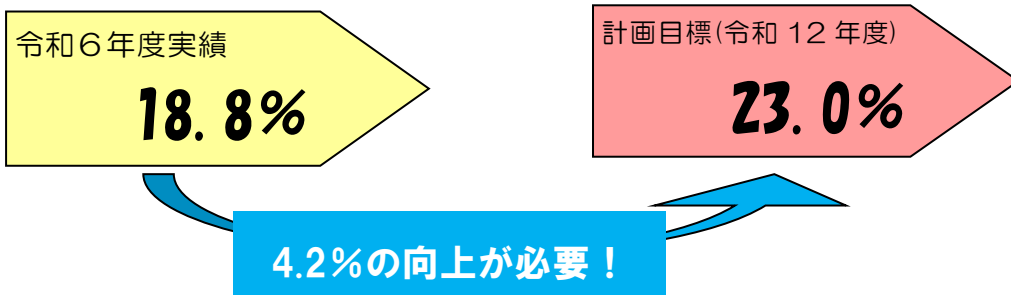
施設名称	株式会社ウィズウェイストジャパン 小野ウェイストパーク	
所在地	福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久 169-2 外	
埋立物	焼却灰	
施設規模	埋立面積	63,907m ²
	埋立容量	1,101,180m ³
	水処理能力	230m ³ ／日

計 画 の 目 標

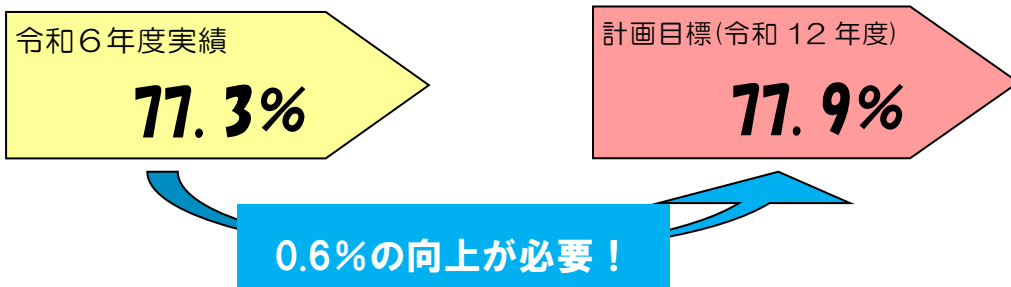
○1人1日あたりのごみ排出量



○リサイクル率



○生活排水処理率



田 村 市 環 境 課

〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2

Te l 0247-81-2272
Fax 0247-81-2522

<http://www.city.tamura.lg.jp>
E-mail : kankyo@city.tamura.lg.jp